表紙の特定外来生物		
アメリカミンク	ヌートリア	ガビチョウ
オオキンケイギク	オオハンゴンソウ	ブルーギル
ウシガエル	ウチダザリガニ	アゾラ・クリスタータ

2010国際生物多様性年

いのちの共生を、未来へ
COP10/MOP5
愛知-名古屋 2010

外来生物被害予防3原則

侵略的な外来生物による被害を予防するためには次の三原則を守ることが必要です。

1．入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本にいれない

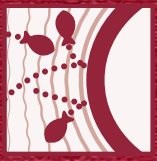

海外からはもちろん、国内の他地域からの生物の安易な導入はやめましょう。

2．捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない

外来生物はもちろん普通に飼っているペットも野外に捨てたり、逃がしたりしてはいけません。飼った生物は終生、飼養しましょう。

3．拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

すでに定着している外来生物を他地域に持ち込むことは、被害を拡大させることになるので、やめましょう。

近年、町おこし等でといった趣旨で
ホタルやメダカなどを国内の他の地域から導入し
野外に放ち、定着させようとの活動が見られます。

しかし、これらの活動により、新たに導入された地域では
もともと生息していたホタルやメダカとの交雑により
その地域固有の特性が喪失するなどの問題が
生じている例があります。

これらの行為は、本当の意味での「自然の回復」や
「生物多様性の保全」とはいえないのではないでしょうか。

みなさんもいっしょに考えませんか。

編集・発行
環境省東北地方環境事務所
〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6階
TEL 022-722-2870（代表）
FAX 022-722-2872
東北地方環境事務所ホームページ http://tohoku.env.go.jp
外来生物法ホームページ http://www.env.go.jp/nature/intro/
生物多様性ホームページ http://www.biodic.go.jp/biodiversity/
COP10日本政府公式ウェブサイト http://www.cop10.go.jp/
編集協力：日本工営株式会社
2010年10月

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
PRINTED WITH SOY INK